

日本消化器病学会 関東支部 女性医師の会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は日本消化器病学会関東支部女性医師の会と称する。
第2条 本会の事務は日本消化器病学会関東支部事務局が行う。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は会員各自のキャリアアップ、知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図り、男女共同参画を推進することを目的とする。
第4条 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に総会、研修会、講演会などを行う。

第3章 会員

- 第5条 日本消化器病学会会員で関東支部に属する女性医師。

第4章 役員

- 第6条 役員は、委員長：1名、委員 若干名から構成される。
第7条 委員長は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。
第8条 委員は委員会において推薦され、委員長が委嘱する。
第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第5章 委員会

- 第10条 委員会は年に1回以上開催し、委員長もしくは代理がこれを招集する。
第11条 委員会は委員、支部長及び顧問をもって構成する。
第12条 委員会では次の事項を審議、報告する。
　　支部女性医師の会の運営に関する事項
　　支部学術集会、その他の企画に関する事項
　　支部女性会員の増員、女性評議員の増員、継続に関する事項
　　日本消化器病学会キャリア支援委員会が行う事業に関する事項
　　その他

第6章 会計

- 第13条 本会に必要な経費は消化器病学会関東支部会会計をもってあてる。

第7章 会則の変更

- 第14条 本会則の変更は委員会で行った後、会員の承認を得る。

第8章 附則

- 第15条 本会則は令和3年4月より施行する。